北斗市除雪サービス事業の概要

区　分	内　　容
目　的	・除雪サービス事業は、労力その他の理由により除雪が困難な高齢者世帯等に対して、積雪による災害の発生等を未然に防ぐため、居宅の除雪を行うものです。
事業内容	居宅の玄関前などから公道出入口までの除雪を行います。
対象世帯	**除雪の労力等が困難な世帯であり**、次の要件を満たしている世帯。 ア　要介護・要支援認定を受けている、おおむね 75 歳以上のひとり暮らしの世帯又は高齢者世帯 イ　重度身体障がい者(身体障害者手帳１級又は２級を所持)のみの世帯 ウ　65 歳以上の高齢者世帯で、いずれかが重度身体障がい者であって、その方を介護している世帯 エ　その他、上記ア～ウと同程度の状況の世帯（疾病等により除雪が困難など） ※希望者から市で申込書の提出を受け、必要に応じて状況を確認し、除雪の労力等の確保が困難と判断した世帯を対象世帯として決定します。 ※除雪の労力等の確保が困難な世帯の判断要件は、上記(1)～(4)のとおりです。ただし、要件に該当する場合でも、「自分で除雪ができている。」「既に除雪してくれる親族、知人等がいる。」などの除雪への対応が可能な世帯、冬期間不在となる世帯は、対象となりません。
対象世帯決定方法	・令和８年度の除雪サービス対象世帯については、市で介護度や施設入所等の状況を確認したうえで、【予定者（暫定）名簿】を作成します。 ⇩ ・10 月中旬頃、町内会長・民生委員の皆様へ名簿を送付しますので、内容のご確認作業をお願いします。確認後、名簿を保健福祉課へ提出願います。 ※過去に一度も利用のない新規希望者や、令和７年度に対象外となった後、令和８年度から再び利用を希望する方は、個別に市へ申込書を提出してもらいます。（11 月広報にも掲載します。申込受付・現地調査等は保健福祉課にて対応します。該当者から相談された場合は、市へ情報をお寄せください。） ⇩ ・市で【予定者（暫定）名簿】や【新規申込】の提出を受け、必要に応じて更に状況等を精査し、除雪の労力等の確保が困難と判断した世帯を対象世帯として決定します。 ⇩ ・最終的な**【決定者名簿】**を町内会長と民生委員に、実績報告書様式をボランティア（団体及び個人）へ送付します。　（11 月末頃送付予定）
除雪協力員	社会福祉協議会の市民ボランティア活動センターへの登録が必要になります。（※昨年度登録している団体（個人）は登録不要です。） 除雪作業員は足りない地域に備えて広報等で一般の協力員を広く募るほか、障がい者就労事業所等にも周知して募集します。
事務委託	社会福祉協議会より各ボランティア団体及び個人ボランティアへ、お礼として、除雪実施世帯×２万円を支払います。